

身体障害者福祉法施行細則モデル案（案）

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）の施行に当たっては、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）<u>身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）</u>及び<u>身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号。以下「指定居宅支援等基準」という。）</u>及び<u>指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「指定施設支援基準」という。）</u>に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 法第17条の2第1項、第17条の3、第17条の4第1項、第17条の5第2項、第17条の5第10項、第17条の6、第17条の7第2項、第17条の8、第17条の10第1項、第17条の11第2項、第17条の11第10項、第17条の12第2項、第17条の12第3項、第17条の13、第17条の14、第17条の15、第17条</p>	<p>市身体障害者福祉法施行細則 身体障害者福祉法施行細則を次のように定める。 平成 年 月 日</p> <p>市長 規則第 号 身体障害者福祉法施行細則 (目的) 第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）の施行に当たっては、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 法第18条（第5項を除く）、第18条の2、第18条の3、第19条の7ただし書き、第20条、第21条の2ただし書き、第38条及び第49条の2並びに施行規則第13条の2及び14条に規定する事務は、社会福祉法（昭和26年法律第46条に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長に委任する。</p>

<p>の32第2項、第18条、第18条の2第1項、第18条の3、第19条の7ただし書き、第20条、第21条の2ただし書き、第23条、第38条及び第49条の2並びに施行規則第13条の2及び14条に規定する事務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長に委任する。</p> <p>（身体障害者更生指導台帳）</p> <p>第3条（変更なし）</p> <p>（執務日誌）</p> <p>第4条（変更なし）</p>	<p>（身体障害者更生指導台帳）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（執務日誌）</p> <p>第4条（略）</p>
<p>（更生相談所への判定依頼等）</p> <p>第5条 福祉事務所の長は、法第9条第5項、第6項、及び施行規則第10条の規定により身体障害者更生相談所（法第9条第4項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、様式第3による判定依頼書を更生相談所の長に送付するとともに、様式第4による____書を当該身体障害者に送付しなければならない。</p> <p>（第6条（削除））</p>	<p>（更生相談所への判定依頼等）</p> <p>第5条 福祉事務所の長は、法第9条第5項の規定により身体障害者更生相談所（法第9条第4項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、様式第3による判定依頼書を更生相談所の長に送付するとともに、様式第4による判定通知書を当該身体障害者に送付しなければならない。</p> <p>（第6条 福祉事務所の長は、法第9条第5項の規定により更生相談所の判定を受けたときは、当該身体障害者に対する措置の結果を、様式第5の措置結果報告書により更生相談所の長に報告しなければならない。）</p>
<p>（保健所長への通知）</p> <p>第6条（変更なし）</p> <p>（身体障害者手帳交付状況台帳）</p> <p>第7条（変更なし）</p>	<p>（保健所長への通知）</p> <p>第7条（略）</p> <p>（身体障害者手帳交付状況台帳）</p> <p>第8条（略）</p>

<p>(身体障害者の死亡通知) <u>第8条</u> (変更なし)</p> <p>(<u>居宅生活支援費の額の基準と身体障害者及び扶養義務者が負担すべき額</u>) <u>第9条</u> 法第17条の4第2項第1号に規定する市長が定める指定居宅支援費の基準額及び第17条の6第2項において準用する第17条の4第2項第1号に規定する基準該当居宅支援費の基準額は別表第1のとおりとする。</p> <p>2 法第17条の4第2項第2号及び第17条の6第2項において準用する第17条の4第2項第2号に規定する市長が定める身体障害者及び扶養義務者の負担すべき額は別表第2のとおりとする。</p> <p>(<u>施設訓練等支援費の額の基準と身体障害者及び扶養義務者が負担すべき額</u>) <u>第10条</u> 法第17条の10第2項第1号に規定する市長が定める身体障害者施設支援費の基準額は別表第3のとおりとする。</p> <p>2 法第17条の10第2項第2号に規定する市長が定める身体障害者の負担すべき額は別表第4、扶養義務者の負担すべき額は別表第5のとおりとする。</p> <p>(<u>支援費の支給申請</u>) <u>第11条</u> 施行規則第9条の2に規定する居宅生活支援費及び施行規則第9条の16に規定する施設訓練等支援費の支給申請は様式第9による支援費支給申請書により支給を受けようとする日の30日前(更新申請の場合は、支給を受けようとする日の60日前から30日前)までに行うものと</p>	<p>(身体障害者の死亡通知) <u>第9条</u> (略)</p>
--	---

する。

(支援費の支給決定)

第12条 福祉事務所の長は、法第17条の5第2項に規定する居宅生活支援費及び法第17条の11第2項に規定する施設訓練等支援費の支給決定に当たっては、施行規則第9条の3及び施行規則第9条の17に定める事項を、原則として申請者本人からの聴取により把握するものとする。

2 福祉事務所の長は、前項の規定により把握した事項を総合的に勘案の上、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対し支援費の支給決定を行うものとする。

3 法第17条の5第2項に規定する居宅生活支援費の支給決定及び施行規則第9条の4に規定する居宅利用者負担額の通知は、様式第10による居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書及び様式第11による居宅生活支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書により行うものとする。

4 法第17条の11第2項に規定する施設訓練等支援費の支給決定及び施行規則第9条の18に規定する施設利用者負担額の通知は、様式第12による施設訓練等支援費支給決定・利用者負担額決定通知書及び様式第13による施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書により行うものとする。

5 法第17条の5第2項に規定する居宅生活支援費の不支給決定及び法第17条の11第2項に規定する施設訓練等支援費の不支給決定は、様式第14による不支給決定通知書により行うものとする。

6 第11条の申請に対する処分は、
当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る身体障害者の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該身体障害者に対し、当該申請に対する処分をするためにお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第11条の申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がなされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る身体障害者は、福祉事務所の長が当該申請を却下したものとみなすことができる。

（支給決定身体障害者の居住地の変更の届出等）

第13条 施行令第13条に規定する、氏名、居住地の変更の届出は、様式第15による居住地等変更届により行うものとする。

（受給者証の再交付）

第14条 施行規則第9条の8に規定する居宅受給者再交付申請及び施行規則第9条の21に規定する施設受給者証再交付申請は様式第16による受給者証再交付申請書により行うものとする。

（居宅支援費の支給量の変更）

第15条 施行規則第9条の12に規定する支給量の変更申請は様式第17による支給量変更申請書により行うものとする。

2 施行規則第9条の13第1項の

規定による支給量の変更の決定に係る通知は様式第18による支給量変更決定通知書により行うものとする。

(身体障害程度区分の変更の申請)

第16条 施行規則第9条の23に規定する身体障害者程度区分の変更の申請は様式第19による障害程度区分変更申請書により行うものとする。

2 施行規則第9条の24第1項の規定による身体障害程度区分の変更の決定に係る通知は、様式第20による障害程度区分変更決定通知書により行うものとする。

(支給決定の取消し)

第17条 施行規則第9条の14第1項に規定する居宅支給決定の取消しに係る通知は、様式第21による居宅支給決定取消通知書により行うものとする。

2 施行規則第9条の25第1項に規定する施設支給決定の取消しに係る通知は、様式第22による施設支給決定取消通知書により行うものとする。

3 福祉事務所の長は、施設入所身体障害者が疾病等により3月以上の入院が必要と認められるとき、又は入院期間が3月以上となったときは、支給決定を取り消すことができる。

(契約内容の報告)

第18条 指定居宅支援等基準第9条第3項に規定する指定居宅介護の契約に係る報告は、様式第23による居宅介護契約内容（居宅受給者証記載事項）報告書により行うものとする。

2 指定居宅支援等基準第59条におい

て準用する指定居宅支援等基準第9条第3項に規定する指定デイサービスの契約に係る報告は、様式第24によるデイサービス契約内容（居宅受給者証記載事項）報告書により行うものとする。

3 指定施設支援基準第13条第2項に規定する指定身体障害者更生施設、指定施設支援基準第47条において準用する指定施設支援基準第13条第2項に規定する指定身体障害者療護施設及び指定施設支援基準第59条において準用する指定施設支援基準第13条第2項に規定する指定特定身体障害者授産施設の施設受給者証記載事項の報告は、様式第25による施設契約内容（施設受給者証記載事項）報告書により行うものとする。

（支援費の請求及び支払期日）

第19条 指定居宅支援事業者は、法第17条の5第10項に規定する居宅生活支援費の請求を当該サービス提供月の翌月10日までに福祉事務所の長へ行うものとする。

2 指定身体障害者更生施設等は、法第17条の11第10項に規定する施設訓練等支援費の請求を当該サービス提供月の翌月10日までに福祉事務所の長へ行うものとする。

3 福祉事務所の長は、第1項の請求があった場合には、当該サービス提供月の翌々月末までに、当該サービスに係る居宅生活支援費を支払うものとする。

4 福祉事務所の長は、第2項の請求があった場合には、当該サービス提供月の翌月末までに、当該サービスに係る施設訓練等支援費を支払うものとする。

（支援費支給管理台帳）

<p><u>第20条 福祉事務所の長は、様式第26による居宅生活支援費支給管理台帳及び様式第27による施設訓練等支援費支給管理台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>(特例居宅生活支援費)</u></p> <p><u>第21条 福祉事務所の長は、市が登録した基準該当居宅支援事業者が提供する居宅支援について、特例居宅生活支援費を支給するものとする。</u></p> <p><u>2 基準該当居宅支援事業者の登録等については、市長が別に定める。</u></p> <p><u>(居宅介護、施設入所等の措置の手続き)</u></p> <p><u>第22条 福祉事務所の長は、法第18条第1項、第3項の規定により、居宅支援又は施設支援を行おうとするときは、必要に応じ、更生相談所の判定を求めなければならない。</u></p> <p><u>2 福祉事務所の長は、前項に規定する措置を採るに当たっては、あらかじめ、様式第28による書を当該事業所の長に送付するとともに、当該措置を採ることを決定したときは、様式第29による書を当該身体障害者に送付しなければならない。</u></p> <p><u>3 福祉事務所の長は、法第18条第1項、第3項に規定する措置を行った身体障害者（以下「被措置者」という。）について、当該措置を変更することを決定したときは、様式第30による書を当該身体障害者に送付しなければならない。</u></p>	<p><u>(更生援護施設への入所措置の手続き)</u></p> <p><u>第10条 福祉事務所の長は、法第18条第4項第3号の規定により、身体障害者更生援護施設（以下「更生援護施設」という。）への入所を必要とする身体障害者に対して、更生援護施設へ入所させ、又は更生援護施設に入所を委託する措置を採らうとするときは、必要に応じ、更生相談所の判定を求めなければならない。</u></p> <p><u>2 福祉事務所の長は、前項に規定する措置を採るに当たっては、あらかじめ、様式第9による入所依頼・委託決定通知書を当該更生援護施設の長に送付するとともに、当該措置を採ることを決定したときは、様式第10による施設入所決定通知書を当該身体障害者に送付しなければならない。</u></p> <p><u>3 福祉事務所の長は、法第18条第4項第3号に規定する措置を行った身体障害者（以下「被措置者」という。）について、当該措置を変更することを決定したときは、様式第11による入所措置変更決定通知書を当該身体障害者に送付しなければならない。</u></p>
--	--

<p>4 福祉事務所の長は、被措置者について、当該措置を解除することを決定したときは、<u>様式第31による</u>書を当該被措置者に送付するとともに、<u>様式第32による</u>書を当該事業所の長に送付しなければならない。</p>	<p>4 福祉事務所の長は、被措置者について、当該措置を解除することを決定したときは、<u>様式第12による入所措置解除決定通知書</u>を当該被措置者に送付するとともに、<u>様式第13による措置解除通知書</u>を当該被措置者の入所する更生援護施設の長に送付しなければならない。</p>
<p><u>第23条</u> <u>第24条</u> <u>第25条</u> <u>第26条</u> <u>第27条</u> <u>第28条</u> <u>第29条</u></p>	<p><u>第11条</u> <u>第12条</u> <u>第13条</u> <u>第14条</u> <u>第15条</u> <u>第16条</u> <u>第17条</u></p>
<p>変更なし</p>	<p>略</p>
<p>附 則 1～2 変更なし</p> <p>1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定（第12条第7項及び第8項の規定を除く。）は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第27条第1号の規定による施行前準備行為として、<u>平成 年 月 日</u>から施行する。</p> <p>（旧措置入所者の基準額）</p> <p>2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第2項第1号の規定による市長が定める旧措置入所者の施設支援費の額は、別表第3とし、第12条第2項第2号に規定する旧措置入所者</p>	<p>附 則 1～2 略</p>

の利用者負担額は別表4とし、扶養義務者の負担額は別表5を適用するものとする。

様式、別表 略

身体障害者福祉法施行細則モデル案（案）

新	旧
	<p>町（村）身体障害者福祉法施行細則</p> <p>身体障害者福祉法施行細則を次のように定める。</p> <p>平成 年 月 日</p>
(目的)	<p>町（村）長</p> <p>規則第 号</p> <p>身体障害者福祉法施行細則</p> <p>(目的)</p>
<p>第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）の施行に当たっては、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）及び身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号。以下「指定居宅支援等基準」という。）及び指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「指定施設支援基準」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）の施行に当たっては、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>
(身体障害者更生指導台帳)	(身体障害者更生指導台帳)
第2条 (変更なし)	第2条 (略)
(執務日誌)	(執務日誌)
第3条 (変更なし)	第3条 (略)
(更生相談所への判定依頼等)	(更生相談所への判定依頼等)
第4条 町（村）長は、法第9条第5項、第6項、及び施行規則第10条の規定により身体障害者更生相談所（法第9条第4項に規定する身体障	第4条 町（村）長は、法第9条第5項の規定によりにより身体障害者更生相談所（法第9条第4項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以

<p>害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。)に判定を求めるときは、様式第3による判定依頼書を更生相談所の長に送付するとともに、様式第4 <u>_____書</u>を当該身体障害者に送付しなければならない。</p>	<p>下「更生相談所」という。)に判定を求めるときは、様式第3による判定依頼書を更生相談所の長に送付するとともに、様式第4による<u>判定通知書</u>を当該身体障害者に送付しなければならない。</p>
<p><u>第5条 (削除)</u></p>	<p><u>第5条 町(村)長は、法第9条第5項の規定により更生相談所の判定を受けたときは、当該身体障害者に対する措置の結果を、様式第5の措置結果報告書により更生相談所の長に報告しなければならない。</u></p>
<p>(保健所長への通知) <u>第6条 (変更なし)</u></p>	<p>(保健所長への通知) <u>第6条 (略)</u></p>
<p>(身体障害者手帳交付状況台帳) <u>第7条 (変更なし)</u></p>	<p>(身体障害者手帳交付状況台帳) <u>第7条 (略)</u></p>
<p>(身体障害者の死亡通知) <u>第8条 (変更なし)</u></p>	<p>(身体障害者の死亡通知) <u>第8条 (略)</u></p>
<p><u>(居宅生活支援費の額の基準と身体障害者及び扶養義務者が負担すべき額)</u> <u>第9条 法第17条の4第2項第1号に規定する町(村)長が定める指定居宅支援費の基準額及び第17条の6第2項において準用する第17条の4第2項第1号に規定する基準該当居宅支援費の基準額は別表第1のとおりとする。</u> <u>2 法第17条の4第2項第2号及び第17条の6第2項において準用する第17条の4第2項第2号に規定する町(村)長が定める身体障害者及び扶養義務者の負担すべき額は別表第2のとおりとする。</u></p>	
<p><u>(施設訓練等支援費の額の基準と身体障害者及び扶養義務者が負担すべき額)</u></p>	

第10条 法第17条の10第2項第1号に規定する町（村）長が定める身体障害者施設支援費の基準額は別表第3のとおりとする。

2 法第17条の10第2項第2号に規定する町（村）長が定める身体障害者の負担すべき額は別表第4、扶養義務者の負担すべき額は別表第5のとおりとする。

（支援費の支給申請）

第11条 施行規則第9条の2に規定する居宅生活支援費及び施行規則第9条の16に規定する施設訓練等支援費の支給申請は様式第9による支援費支給申請書により支給を受けようとする日の30日前（更新申請の場合は、支給を受けようとする日の60日前から30日前）までに行うものとする。

（支援費の支給決定）

第13条 町（村）長は、法第17条の5第2項に規定する居宅生活支援費及び法第17条の11第2項に規定する施設訓練等支援費の支給決定に当たっては、施行規則第9条の3及び施行規則第9条の17に定める事項を、原則として申請者本人からの聴取により把握するものとする。

2 町（村）長は、前項の規定により把握した事項を総合的に勘案の上、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対し支援費の支給決定を行うものとする。

3 法第17条の5第2項に規定する居宅生活支援費の支給決定及び施行規則第9条の4に規定する居宅利用者負担額の通知は、様式第10による居宅生活支援費支給決定・利用者

負担額決定通知書及び様式第11による居宅生活支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書により行うものとする。

4 法第17条の11第2項に規定する施設訓練等支援費の支給決定及び施行規則第9条の18に規定する施設利用者負担額の通知は、様式第12による施設訓練等支援費支給決定・利用者負担額決定通知書及び様式第13による施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書により行うものとする。

5 法第17条の5第2項に規定する居宅生活支援費の不支給決定及び法第17条の11第2項に規定する施設訓練等支援費の不支給決定は、様式第14による不支給決定通知書により行うものとする。

6 第11条の申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る身体障害者の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該身体障害者に對し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第11条の申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がなされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る身体障害者は、町（村）長が当該申請を却下したものとみなすことができる。

（支給決定身体障害者の居住地の変更

(の届出等)

第14条 施行令第13条に規定する、氏名、居住地の変更の届出は、様式第15による居住地等変更届により行うものとする。

(受給者証の再交付)

第14条 施行規則第9条の8に規定する居宅受給者再交付申請及び施行規則第9条の21に規定する施設受給者証再交付申請は様式第16による受給者証再交付申請書により行うものとする。

(居宅支援費の支給量の変更)

第15条 施行規則第9条の12に規定する支給量の変更申請は様式第17による支給量変更申請書により行うものとする。

2 施行規則第9条の13第1項の規定による支給量の変更の決定に係る通知は様式第18による支給量変更決定通知書により行うものとする。

(身体障害程度区分の変更の申請)

第16条 施行規則第9条の23に規定する身体障害者程度区分の変更の申請は様式第19による障害程度区分変更申請書により行うものとする。

2 施行規則第9条の24第1項の規定による身体障害程度区分の変更の決定に係る通知は、様式第20による障害程度区分変更決定通知書により行うものとする。

(支給決定の取消し)

第17条 施行規則第9条の14第1項に規定する居宅支給決定の取消しに係る通知は、様式第21による居宅支給決定取消通知書により行うもの

とする。

2 施行規則第9条の25第1項に規定する施設支給決定の取消しに係る通知は、様式第22による施設支給決定取消通知書により行うものとする。

3 町（村）長は、施設入所身体障害者が疾病等により3月以上の入院が必要と認められるとき、又は入院期間が3月以上となったときは、支給決定を取り消すことができる。

（契約内容の報告）

第18条 指定居宅支援等基準第9条第3項に規定する指定居宅介護の契約に係る報告は、様式第23による居宅介護契約内容（居宅受給者証記載事項）報告書により行うものとする。

2 指定居宅支援等基準第59条において準用する指定居宅支援等基準第9条第3項に規定する指定デイサービスの契約に係る報告は、様式第24によるデイサービス契約内容（居宅受給者証記載事項）報告書により行うものとする。

3 指定施設支援基準第13条第2項に規定する指定身体障害者更生施設、指定施設支援基準第47条において準用する指定施設支援基準第13条第2項に規定する指定身体障害者療護施設及び指定施設支援基準第59条において準用する指定施設支援基準第13条第2項に規定する指定特定身体障害者授産施設の施設受給者証記載事項の報告は、様式第25による施設契約内容（施設受給者証記載事項）報告書により行うものとする。

（支援費の請求及び支払期日）

第19条 指定居宅支援事業者は、法第17条の5第10項に規定する居宅生

活支援費の請求を当該サービス提供月の翌月10日までに町（村）長へ行うものとする。

2 指定身体障害者更生施設等は、法第17条の11第10項に規定する施設訓練等支援費の請求を当該サービス提供月の翌月10日までに町（村）長へ行うものとする。

3 町（村）長は、第1項の請求があった場合には、当該サービス提供月の翌々月末までに、当該サービスに係る居宅生活支援費を支払うものとする。

4 町（村）長は、第2項の請求があった場合には、当該サービス提供月の翌月末までに、当該サービスに係る施設訓練等支援費を支払うものとする。

（支援費支給管理台帳）

第20条 町（村）長は、様式第26による居宅生活支援費支給管理台帳及び様式第27による施設訓練等支援費支給管理台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

（特例居宅生活支援費）

第21条 町（村）長は、町（村）が登録した基準該当居宅支援事業者が提供する居宅支援について、特例居宅生活支援費を支給するものとする。

2 基準該当居宅支援事業者の登録等については、町（村）長が別に定める。

（居宅介護、施設入所等の措置の手続き）

第22条 町（村）長は、法第18条第1項、第3項の規定により、居宅支援又は施設支援を行おうとするときは、必要に応じ、更生相談所の判

（更生援護施設への入所措置の手続き）

第9条 町（村）長は、法第18条第4項第3号の規定により、身体障害者更生援護施設（以下「更生援護施設」という。）への入所を必要とする

<p>定を求めなければならない。</p> <p>2 町（村）長は、前項に規定する措置を採るに当たっては、あらかじめ、<u>様式第28による</u>書を当該事業所の長に送付するとともに、当該措置を採ることを決定したときは、<u>様式第29による</u>書を当該身体障害者に送付しなければならない。</p> <p>3 町（村）長は、<u>法第18条第1項、第3項</u>に規定する措置を行った身体障害者（以下「被措置者」という。）について、当該措置を変更することを決定したときは、<u>様式第30による</u>書を当該身体障害者に送付しなければならない。</p> <p>4 町（村）長は、被措置者について、当該措置を解除することを決定したときは、<u>様式第31による</u>書を当該被措置者に送付するとともに、<u>様式第32による</u>書を当該事業所の長に送付しなければならない。</p> <p>第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条</p> <p>変更なし</p>	<p>身体障害者に対して、更生援護施設へ入所させ、又は更生援護施設に入所を委託する措置を採ろうとするときは、必要に応じ、更生相談所の判定を求めなければならない。</p> <p>2 町（村）長は、前項に規定する措置を採るに当たっては、あらかじめ、<u>様式第9による入所依頼・委託決定通知書</u>を当該更生援護施設の長に送付するとともに、当該措置を採ることを決定したときは、<u>様式第10による施設入所決定通知書</u>を当該身体障害者に送付しなければならない。</p> <p>3 町（村）長は、<u>法第18条第4項第3号</u>に規定する措置を行った身体障害者（以下「被措置者」という。）について、当該措置を変更することを決定したときは、<u>様式第11による入所措置変更決定通知書</u>を当該身体障害者に送付しなければならない。</p> <p>4 町（村）長は、被措置者について、当該措置を解除することを決定したときは、<u>様式第12による入所措置解除決定通知書</u>を当該被措置者に送付するとともに、<u>様式第13による措置解除通知書</u>を当該被措置者の<u>入所する更生援護施設の長</u>に送付しなければならない。</p> <p>第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条</p> <p>略</p>
---	---

<p>附 則 1 ~ 2 変更なし</p> <p>1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定（第12条第7項及び第8項の規定を除く。）は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第27条第1号の規定による施行前準備行為として、<u>平成 年 月 日</u>から施行する。</p> <p>（旧措置入所者の基準額）</p> <p>2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第2項第1号の規定による町（村）長が定める旧措置入所者の施設支援費の額は、別表第3とし、第12条第2項第2号に規定する旧措置入所者の利用者負担額は別表4とし、扶養義務者の負担額は別表5を適用するものとする。</p> <p>様式、別表 略</p>	<p>附 則 1 ~ 2 略</p>
--	------------------------